



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

462	随意契約の相手方の決定	(情報政策課).....	1
463	〃	( 〃 ).....	2
464	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
465	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(障害福祉課).....	3
466	紀の川用水土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
467	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	4
468	〃	( 〃 ).....	4
469	〃	( 〃 ).....	4
470	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	5
471	基本測量の終了	( 〃 ).....	5
472	〃	( 〃 ).....	5
473	〃	( 〃 ).....	6
474	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
475	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
476	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
477	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
478	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
479	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
480	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	8
481	平成18年和歌山県告示第532号(海浜公園の使用料の徴収事務の委託)の一部改正	(港湾空港振興課).....	9

### ○ 正誤

平成23年4月5日付け和歌山県報第2246号和歌山県告示第372号中	.....	9
------------------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第462号

和歌山県電子計算機の賃貸借等契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権の設定 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

283,500,000円 (うち消費税及び地方消費税の額13,500,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第463号**

きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社和歌山支店

和歌山市一番丁5番地

5 随意契約に係る契約金額

43,470,000円 (うち消費税及び地方消費税の額2,070,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第464号**

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年4月20日指定した。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	エキサイターvol.59	11957-04	インターナショナル・ラゲジュアリー・メディア
雑誌	ナックルズデラックスアングラーvol.2	68463-40	ミリオン出版
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャルVol.37	02092-5	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ5月号	04877-5	ミリオン出版
月刊誌	ブブカ5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT5月号	12259-05	晋遊舎
月刊誌	実話マッドマックス5月号	15279-05	コアマガジン
月刊誌	ジェイスパーク5月号	86257-05	トライマックス
月刊誌	BLACKBOX5月号	17843-5	三英出版
月刊誌	裏モノJAPAN5月号	01805-5	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント5月号	05267-5	竹書房
月刊誌	漫画実話ナックルズ5月号	18421-5	ミリオン出版
コミック	アヤ5月号	18815-05	宙出版
コミック	薔薇色恋愛ラブキュートNo.1	12466-5	コスミック
コミック	恋愛白書パステル5月号	19625-05	宙出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第465号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3031000395	伊都圏域障害児者相談支援事業所りん	事業所の名称	伊都圏域障害児者相談・生活サポートセンターりん橋本事業所	伊都圏域障害児者相談支援事業所りん	平成23.4.1

## 和歌山県告示第466号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第467号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町宮井字奥谷629から631まで、632の1、633、634、634の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第468号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町市鹿野字滝向2336、2337、2338（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第469号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町安居字畑山1155、1161、1162
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第470号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をした年月日 平成23年4月19日

2 処分を受けた者

(1) 商号 浅田電機株式会社

(2) 代表者氏名 浅田基成

(3) 主たる営業所の所在地 日高郡日高川町和佐1450

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-19)第11375号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

5 期間

平成23年4月19日から平成24年4月18日までの1年間

6 処分の原因となった事実

浅田電機株式会社の元代表取締役は、刑法(明治40年法律第45号)違反により平成23年1月28日に罰金50万円の略式命令を受け同年2月15日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

---

**和歌山県告示第471号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)

2 作業期間 平成22年5月10日から平成23年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県全域

---

**和歌山県告示第472号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終

了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年5月28日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山市

#### 和歌山県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年11月12日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 有田市、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、美浜町、白浜町、上富田町、すさみ町、太地町、串本町

#### 和歌山県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市日方字神田817番2地先から同市日方字神田830番11地先まで	旧	7.55 } 14.08	29.12	
同上	新	18.51 } 18.70	29.12	

#### 和歌山県告示第475号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道  
路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市日方字神田817番2地先から同市日方字神田830番11地先まで  
 供用開始の期日 平成23年5月2日

**和歌山県告示第476号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市小谷字九郎藏8番3地先から同市小谷字九郎藏8番地先まで	旧	4.70 } 16.00	137.10	
同上	新	6.80 } 17.85	137.10	

**和歌山県告示第477号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市小谷字九郎藏8番3地先から同市小谷字九郎藏8番地先まで

供用開始の期日 平成23年5月2日

**和歌山県告示第478号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
有田郡広川町前田695番1地先から同町前田648番18地先まで	旧	10.57 } 14.32	76.60	
同上	新	14.32 } 33.92	76.60	

**和歌山県告示第479号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 広川川辺線

供用開始の区間 有田郡広川町前田695番1地先から同町前田648番18地先まで

供用開始の期日 平成23年5月2日

**和歌山県告示第480号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

ぬ谷西川（4-365-1-059）、ぬ谷川（4-365-1-060）、ぬ谷東川（4-365-1-061）、下峠谷川（4-365-1-034）、風呂谷川（4-365-1-035）、大谷川（4-365-1-049）、中島谷川（4-365-1-050）、帯谷川（4-365-1-052）、ふれあいの丘西谷川（4-365-2-032）、奥野東谷川（4-365-2-060）、大井（Ⅰ-821）、川合平（Ⅱ-3631）、川合下河原（3）（Ⅱ-3632）、川合大石（Ⅲ-1670）、川合下河原（2）（Ⅲ-1671）、溝畑（Ⅰ-819）、芋碓（Ⅰ-820）、小峠下原（Ⅰ-856）、小峠上原（Ⅰ-857）、中番（Ⅰ-858）、上番（Ⅰ-860）、向田（Ⅰ-861）、橋本（Ⅰ-862）、城山（Ⅰ-863）、弓場垣内（Ⅰ-864）、島崎（Ⅰ-865）、湯ノ本（Ⅰ-866）、阪本（Ⅰ-867）、下番（Ⅰ-3783）、清水福尾（2）（Ⅰ-3784）、清水福尾（3）（Ⅰ-3785）、清水美濃（2）（Ⅰ-3800）、清水（106）（Ⅰ-40001）、清水（112）（Ⅰ-40002）、清水（113）（Ⅰ-40003）、清水（114）（Ⅰ-40004）、清水（115）（Ⅰ-40005）、清水（116）（Ⅰ-40006）、清水（117）（Ⅰ-40007）、清水（118）（Ⅰ-40008）、清水向田（Ⅱ-3498）、小原（Ⅱ-3522）、清水福尾（1）（Ⅱ-3523）、清水絶隔（Ⅱ-3524）、清水横畑（1）（Ⅱ-3663）、清水横畑（2）（Ⅱ-3664）、唐谷（Ⅱ-3665）、清水美濃（1）（Ⅱ-3666）、湯子川（Ⅱ-3667）、清水池尻（2）（Ⅱ-3668）、清水田ノ上（1）（Ⅱ-3669）、清水田ノ上（2）（Ⅱ-3670）、清水蘭島（2）（Ⅱ-3672）、清水（101）（Ⅱ-40006）、清水（103）（Ⅱ-40007）、清水（104）（Ⅱ-40008）、清水（105）（Ⅱ-40009）、清水（107）（Ⅱ-40010）、清水（108）（Ⅱ-40011）、清水（109）（Ⅱ-40012）、清水（110）（Ⅱ-4001



3)、清水 (111) (Ⅱ-40014)、清水 (119) (Ⅱ-40015)、清水蘭島 (1) (Ⅲ-1651)、清水池尻 (1) (Ⅲ-1652)、清水下芝 (Ⅲ-1656)、清水 (102) (Ⅲ-40001)、清水 (120) (Ⅲ-40002)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第481号

平成18年和歌山県告示第532号 (海浜公園の使用料の徴収事務の委託) の一部を次のように改正する。

平成23年5月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「片男波海水浴場管理運営委員会」を「片男波海水浴場管理運営委員会 会長 大道 眸」に改める。

正 誤

正 誤

平成23年4月5日付け和歌山県報第2246号和歌山県告示第372号中

ページ	行目	誤	正
3	上から22、31、及び33	下井阪・西井阪	下井阪・西井阪